

## 「三重支店」「飯田支店」の業務執行体制の見直しに伴う 基本協約改訂について団体交渉開催

# 三重地区の問題を十分協議できる場を確保すること！

本部は6月2日、「三重支店」「飯田支店」の業務執行体制の見直しに伴う基本協約の一部改訂について、団体交渉を開催しました。

今回の団体交渉は、会社が1月24日に説明を行った「三重支店」「飯田支店」の業務執行体制の見直しについて、J R 東海労として反対する立場で撤回を求めると同時に、団体交渉で議論すべき議題であるとして、『申第28号』を提出しました。しかし会社は「団体交渉事項ではない」として、基本協約の改訂に関わる申し入れ事項以外の団体交渉を拒否したため、対立を確認していました。

本部は席上、「三重支店」「飯田支店」の業務執行体制の見直しについて、会社が団体交渉を開催せず、「見直し」を強行することにあらためて抗議しました。その上で、三重地区の労使の交渉単位が廃止されることに伴う基本協約の改訂は、三重地区の問題を労使で十分に協議できる場を確保するため、誠意を持って真摯な議論を行うことを求め、会社提案を受け、議論しました。

組合要求主旨と会社提案、議論内容は以下の通りです。

### <組合要求主旨>

会社は1月24日、「三重支店」「飯田支店」の業務執行体制の見直しについて業務委員会で説明を行った。J R 東海労は、今回の「見直し」は会社の組織改正に関わる問題であるため、「見直し」に反対する立場で撤回を求めると同時に、団体交渉で議論すべき議題であるとして、『申第28号・「三重支店」「飯田支店」の業務執行体制の見直しに関する申し入れ』を行った。しかし会社は『申第28号』について、「団体交渉事項ではない」として、基本協約の改訂に関わる申し入れ事項以外の団体交渉を拒否した。

そもそも、三重支店、飯田支店の業務執行体制の見直しは、会社の組織変更であり、効率化ありきの地方切り捨て施策であると考えられる。さらに安全上も問題があるにもかかわらず、団体交渉を開催しなかったことと、「見直し」を強行することにあらためて抗議する。

今団体交渉では、三重地区の労使の交渉単位が廃止されることに伴う基本協約の改訂について議論するが、三重地区の問題を労使で十分に協議できる場を確保するため、誠意を持って真摯な議論を行うこと。

## <会社提案>

平成 25 年 9 月 30 日付で締結した基本協約の一部を改訂することに関し、以下のとおり協定する。

### 1 改訂内容

第 235 条、第 236 条、第 238 条の 4 及び第 239 条を次のように改める。

第 235 条 中央における経営協議会は本社において行う。

### 2 地方における経営協議会は次の箇所において行う。

- (1) 東海鉄道事業本部（静岡支社にかかわる事柄を除く。）については、東海鉄道事業本部において行う。
- (2) 新幹線鉄道事業本部（関西支社にかかわる事柄を除く。）については、新幹線鉄道事業本部において行う。
- (3) 静岡支社については、静岡支社において行う。
- (4) 関西支社については、関西支社において行う。ただし、新幹線鉄道事業本部全体にかかわる事柄については、新幹線鉄道事業本部において扱う。
- (5) (1) から (4) 号に掲げる箇所以外に関する事柄については、本社において行う。

第 236 条 中央における経営協議会の委員は、会社側は関係課長以上とし、組合側は本部三役と関係部長とし、各 7 名以内とする。

### 2 地方における経営協議会の委員は、会社側は原則として関係課長以上とし、組合側はそれぞれ対応する地方組織の三役と関係部長とし、各 3 ないし 7 名とする。

第 238 条の 4 経営協議会にその事務を処理するため、事務局を置く。

### 2 事務局は、中央においては人事部勤労課、地方にあつては各設置箇所の管理部人事課に置く。

第 239 条 中央における業務委員会の委員は、会社側は原則として関係課長代理以上とし、組合側は本部三役と関係部長とし、各 7 名以内とする。

### 2 地方における業務委員会の委員は、会社側は原則として関係課長代理以上とし、組合側はそれぞれ対応する地方組織の三役と関係部長とし、各 3 ないし 7 名とする。

## 2 実施期日

平成26年7月1日からとする。

### <主な議論>

- 組合：JR東海労は「三重支店」「飯田支店」の業務執行体制の見直しについて「申第28号」で団体交渉の開催を求めてきた。しかし、会社は団体交渉を開催しなかった。
- 会社：団体交渉に該当しないので開催しなかったが、幹事間で説明している。「申第28号」の5項にあった、労使関係部分の交渉単位については、三重支店の業務執行体制の見直しをすることで、三重支店の労使協議の場が持てなくなるため本日の団体交渉で議論する。
- 組合：他の項目についても団体交渉をするべきだと組合は主張してきたが、会社とは対立を確認してきている。
- 会社：5項で要求しているが、委員を7名にする組合の主張の根拠は何か。
- 組合：交渉の場が名古屋地本と東海鉄道事業本部の場に移るが、三重地区に精通した委員と共に様々な問題を議論するために、経営協議会委員を7名、業務委員を7名としたものである。
- 会社：委員の数は、東海鉄道事業本部に関わるものは特段変わるものではない。
- 組合：7名までは認めるということか。
- 会社：今までと変わりはない。
- 組合：現在、名古屋地本と東海鉄事との経営協議会、業務委員会の組合側委員は4名であるが、7名とした場合は3名を三重地区から委員にしなければならないのか。
- 会社：個別の委員は会社が指定するものではない。
- 組合：7月1日以降、会社側委員も変わるのか。
- 会社：人事異動等はあるがわからない。
- 組合：7月1日以降組合側委員も変更をするということか。
- 会社：具体的な委員は地方の幹事で話をする事となる。
- 組合：三重地区の苦情処理会議、簡易苦情処理会議が無くなるが、名古屋地本と東海鉄事間における苦情処理委員、簡易苦情処理委員を4～5名とする考えはないのか。
- 会社：苦情処理会議の委員数は協約で決められている。静岡・新幹線・関西は3名でやってきている。東海鉄事も協約にある現行通りの人数とする。
- 組合：今日提案された「基本協約の一部改訂に関する協定(案)」については、持ち帰り検討とする。

以上